Ⅴ 統計豆辞典

家計調査の調査対象

家計調査では、従来、農林漁家世帯を除く二人以上の世帯を調査対象としてきました。その後、平成12年１月から農林漁家世帯を調査対象に含め、公表するようになりました。単身世帯については、調査対象に含まれていませんでしたが、家計調査を補完することを目的に平成７年から家計調査と平行して単身世帯収支調査を開始し、年平均結果（平成10年１－６月期分から半期平均結果）を公表しています。

さらに、平成12年１－３月期分からは、家計調査結果と単身世帯収支調査結果を用いて、単身世帯、農林漁家世帯などすべての世帯を含む家計収支の数字を推計し、「家計総世帯集計結果」として公表しています。

また、平成14年１月から、単身世帯収支調査を家計調査に統合しました。なお、外国人世帯など世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいいくつかの世帯は、調査から除外されています。